2025年4月24日改定

ぐんぎんアプリ利用規定

ぐんぎんアプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社群馬銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォンアプリ「ぐんぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）を利用するお客さま（以下、「利用者」といいます。）に適用されます。本アプリを利用する場合、利用者は本規定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、利用者の判断と責任において本アプリを利用するものとします。

第１条　利用条件等

1. 本アプリをご利用いただける方は、当行所定の条件を満たす日本国内在住の個人のお客さまに限るものとします。なお、本アプリ内の一部のサービス・機能は、利用にあたり、当行が別途定める「ぐんぎんID利用規定」における「ぐんぎんID」のユーザー登録が必要です。
2. 本アプリの利用を希望するお客さまは、スマートフォン等に本アプリをインストールし、これを起動して操作するものとします。
3. 本アプリでご利用いただける口座は、ぐんぎんIDの代表口座またはサービス利用口座として登録されている口座とします（以下、ぐんぎんIDの代表口座として登録されている口座を「代表口座」、同じくサービス利用口座として登録されている口座および取引を「サービス利用口座」といい、両者をあわせて「ID登録口座」といいます。）。
4. 本アプリを利用できる端末は、当行所定の機種に限られます。
5. 本アプリの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本アプリの全部または一部が利用できない場合があります。
6. 本アプリは無料でご利用いただけます。ただし、本アプリのダウンロード、インストール（アップデート等を含みます。）および利用に伴う通信料金および本アプリを利用して行う銀行取引にかかる手数料等は、利用者の負担となります。
7. 本アプリによる一部の取引をご利用いただく場合は、マイナンバーカードを使った公的個人認証サービスを利用する必要があります。

第２条　権利帰属、利用範囲等

1. 本アプリの著作権その他の各知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. 利用者は、個人で利用する目的のため、かつ第４条に定めるサービスの利用を目的とする場合に限り、本アプリを利用することができます。
3. 本アプリに基づく利用者の権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。
4. 本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載、複製、転送、改変、翻案、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為はしてはならないものとします。

5. 当行から請求があった場合、利用者はすみやかに本アプリを削除するものとします。

第３条　本人確認

1. 本アプリの利用登録及びログインの際は、以下の各号の方法により利用者の本人確認を行うものとします。

(1)本アプリの利用登録時

ぐんぎんIDのユーザー名、または店番号および口座番号とパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）の一致を確認する方法

(2)本アプリへのログイン時

ぐんぎんIDのパスワード等の代わりに利用者が登録したログインパスコードの一致を確認する方法、または、ログインパスコードの代わりに利用者自身の生体情報（利用者の端末に搭載されている生体認証機能に登録された利用者の指紋等の情報。）の一致を確認する方法

なお、生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができ、当行は生体情報および認証データが保存された利用者の端末の管理責任・義務を負わないものとします。

2. 当行所定の取引においては、以下の各号の方法のいずれか、または組合せにより本人確認を行うものとします。

(1)利用者が当行に届け出た代表口座のキャッシュカード暗証番号を端末の画面に入力する方法

(2)利用者が当行に届け出た代表口座の登録電話番号宛に自動音声またはショートメッセージにて通知する認証番号（以下、「認証番号」といいます。）を端末の画面上に入力する方法

(3)マイナンバーカードのICチップを端末で読み取り、署名用電子証明書を利用するための暗証番号を入力する方法

3. パスワード等、キャッシュカード暗証番号、認証番号が当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合には、当行は利用者の本アプリ利用を停止します。

4. パスワード等、ログインパスコード、キャッシュカードの暗証番号、認証番号、署名用電子証明書を利用するための暗証番号は利用者の責任において厳重に管理するものとし、流出により利用者に損害が生じた場合、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

第４条　本アプリによるサービス

本アプリで提供されるサービスは、以下の各号のとおりです。

（１） 残高照会

① ID登録口座である各種預金残高、投資信託の評価金額、公共債の額面金額、カードローンの貸越残高、その他各種ローンの借入残高等を照会することができるサービスです。

② 残高照会ができる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。

③ 本アプリにより当行が提供する残高情報は、照会時点の最新の取引情報が反映されていない場合があります。

④ 本アプリによる残高情報の提供は、対象となる口座残高を証明するものではありません。

当行が、利用者からの依頼を受けて口座情報を提供した後に、口座情報の内容を変更または取消した場合でも、当行は改めてその旨の通知を行いません。また、そのために利用者に損害が生じても当行は責任を負わないものとします。

（２） 入出金明細照会

① ID登録口座のうち、普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、カードローンの入出金明細を照会することができるサービスです。

② 入出金明細照会ができる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。

③ 入出金明細照会の照会可能期間は、当行所定の期間とします。

④ 本アプリにより当行が提供する入出金明細は、照会時点の最新の取引情報が反映されていない場合があります。

⑤ 本アプリにより提供する入出金明細について、該当の取引が何らかの理由により訂正・取消された場合であっても、当行は改めてその旨の通知を行いません。また、そのために利用者に損害が生じても当行は責任を負わないものとします。

（３） メモ機能

① ID登録口座のうち、当行所定の口座について、明細毎に20文字以内で自由にメモ情報の登録ができるサービスです。

② メモ情報は、本アプリでのみ閲覧できるものとし、他サービスの入出金明細へは反映されません。また、他のサービスで登録したメモ情報は、本アプリでは閲覧できません。

③ ぐんぎんIDを退会した場合、または代表口座を解約した場合、メモ情報は全て削除されるものとします。また、サービス利用口座を解約した場合、当該口座のメモ情報は全て削除されるものとします。

（４） 振替

① 利用者の依頼にもとづき、ID登録口座である普通預金および貯蓄預金口座間で、利用者が指定した金額を振替えることができるサービスです。

② 振替資金の払出口座（以下、「振替元口座」といいます。）または振替資金の入金口座（以下、「振替先口座」といいます。）として指定できる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。

③ 振替元口座からの振替資金の引落しにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。

④ 以下の各号に該当する場合、振替の取扱いはしません。

・取引金額が、振替元口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるとき

・振替元口座または振替先口座が解約されたとき

・振替元口座に対して、支払禁止の申出（利用者本人または捜査機関等当該申出を行うことにつき正当な権限を有する第三者からの、口座残高の支払を行わないよう求める申出をいう。以下同じ。）があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったときや、振替先口座に対し利用者より入金禁止の手続きがとられているとき

・振替元口座への差押等やむをえない事情があり、当行が振替を不適当と認めたとき

・本規定に反して本アプリが利用されたとき

⑤　取引成立後の変更または取消しはできません。

（５）　振込

①　利用者の依頼にもとづき、ID登録口座である普通預金および貯蓄預金から、利用者の指定した当行の国内本支店または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「振込先口座」といいます。）に利用者が指定した金額を振り込むことができるサービスです。

②　振込資金の払出口座（以下、「振込元口座」といいます。）として指定できる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。

③　利用者は振込1件につき、当行所定の振込手数料をその都度支払うものとします。当行は、契約者に事前に通知することなく、振込手数料の額を変更する場合があります。

④　振込資金および振込手数料の引落しにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書等の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。

⑤　以下の各号に該当する場合、本アプリによる振込の取扱いはしません。

・取引金額が、振込元口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるとき

・振込元口座が解約されたとき

・振込元口座に対して、支払禁止の申出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき

・振替元口座への差押等やむをえない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき

・本規定に反して本アプリが利用されたとき

⑥　取引成立後の変更または取消しはできません。万一、止むを得ない事情により、振込資金の組戻しを行う場合には、当行所定の方法に従い、当行本支店の窓口での手続きが必要となり、所定の手数料がかかります。

⑦　本アプリを通じて利用者から振込の依頼があった場合、原則として、依頼日当日を振込日として処理を行うものとし、振込実行日の指定はできません。振込先口座として指定した口座の金融機関、口座の状態によっては、入金までに時間を要する場合があります。

⑧　振込先口座の事由により、振込先金融機関で振込資金が入金不能となった場合、当行はその振込資金を、振込元口座に入金するものとします。この場合でも、振込手数料は返却しないものとします。また、この措置により利用者に損害・不利益が生じても、当行は責任を負わないものとします。

⑨　本アプリで行った振込にかかる領収書は発行しません。

⑩　振込限度額について、当行所定の金額の範囲内で、利用者の任意の金額に引き下げることができます。本アプリで振込の利用を希望しない場合、限度額を0円に設定することができます。限度額の引き上げ（初期設定時の限度額に戻すことを含みます。）には、郵送または当行本支店の窓口にて当行所定の手続きが必要となります。

（６）　定期預金取引

①　利用者の依頼にもとづき、定期預金の預入、解約ができるサービスです。

②　定期預金預入では、ID登録口座である普通預金および貯蓄預金から依頼金額を引き落と

し、サービス利用口座のうち利用者の指定する定期預金口座へ預入することができます。

③ 預入の取扱いが可能な定期預金の種類は当行所定のものとし、満期日の取扱いは自動継続元加式のみとします。なお、適用金利は預入日における当行所定の利率とします。

④ 解約が可能な定期預金は、サービス利用口座に預入された定期預金のうち、利用者の指定する定期預金とし、解約金は、総合口座定期預金の解約の場合は総合口座の普通預金口座、総合口座以外の定期預金の解約の場合は解約する定期預金と同一取引店内のID代表口座に入金します。該当する入金口座がない定期預金は、本アプリでは解約できないものとします。

⑤ 定期預金取引の取扱いが可能な定期預金口座、出金口座として指定可能な口座は当行所定の条件を満たすものに限ります。

⑥ 出金口座からの引落し、定期預金の解約にあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書等の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。

⑦ 取引成立後の変更または取消しはできません。

（７） カードローン取引

① 利用者の依頼にもとづき、カードローンの借入、返済ができるサービスです。

② カードローンの借入は、サービス利用口座に登録されたカードローン口座から、利用者が指定した金額を、ID登録口座である普通預金、貯蓄預金のうち、利用者が指定した口座に入金することで行います。なお、取引金額が借入可能金額を超過する場合は取扱いできません。

③ カードローンの返済は、ID登録口座である普通預金、貯蓄預金のうち、利用者が指定した口座から、利用者が指定した金額を引き落とし、対象のカードローン口座へ入金することで行います。なお、借入金額を超過する金額を指定することはできません。

④ 本アプリによる取引の対象とするカードローン口座は当行所定のものとします。

⑤ 返済資金の引落し、貸越にあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書等の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。

⑥ 取引成立後の変更または取消しはできません。

（８） ATM利用手数料優遇状況照会

① ID登録口座のうち、当行が定める所定の口座について、当行が別途定める「群馬銀行ポイントサービス規定」における「手数料優遇サービス」の適用有無、特典の内容を表示します。

② 本アプリにより当行が提供する情報は、照会時点の最新の取引状況が反映されていない場合があります。

（９） ぐんぎんＷＥＢ口座切替

① ID登録口座のうち、当行が別途定める「ぐんぎんＷＥＢ口座特約」に規定する条件を満たす口座について、利用者の依頼にもとづき指定の口座を「ぐんぎんＷＥＢ口座」へ切替えるサービスです。

② ぐんぎんＷＥＢ口座切替えの受付から手続き完了まで、当行所定の日数がかかります。

（１０） プッシュ通知機能

① 本アプリでは、利用者のスマートフォンへ本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン等の情報をプッシュ通知機能にて通知する場合があります。

② プッシュ通知を希望しない場合は、利用者が本アプリの設定画面やスマートフォン等の設定にて変更するものとします。

③ 当行からのプッシュ通知は、利用者がプッシュ通知による通知を受領できたか否かに関わらず、通常到達すべき時に、利用者に通知したものとみなします。

（１１） 税金・料金支払

① 当行が別途定める「PayBサービス利用にかかる追加規定」に基づき、税金・公共料金等を支払うことができるサービスです。

② 税金・料金支払資金の払出口座（以下、「支払元口座」といいます。）として指定できる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。

③ 支払元口座からの税金・料金支払資金および手数料、延滞金等の引落しにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。

④ 以下の各号に該当する場合、税金・料金支払の取扱いはしません。

・取引金額が、支払元口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるとき

・支払元口座が解約されたとき

・支払元口座に対して、支払禁止の申出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき

・支払元口座への差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき

・本規定に反して本アプリが利用されたとき

⑤ 取引成立後の変更または取消しはできません。

（１２） 引落予定明細照会・通知

① ID登録口座のうち当行が定める所定の口座について、翌日以降に予定されている引落明細を表示し、引落予定日前日にプッシュ通知にてお知らせするサービスです。

② 明細の表示およびお知らせの対象となる取引は、当行所定のものとします。

③ 収納企業等からの引落データ受領のタイミングや、ぐんぎんIDのユーザー登録・サービス利用口座追加のタイミング等により、明細の表示およびお知らせができない場合があります。

④ 残高不足や引落停止の依頼等、お客さままたは収納企業等の都合により、表示またはお知らせした明細どおりの引落の処理ができない場合があります。

⑤ プッシュ通知を受け取るには、本アプリの設定画面やスマートフォン等の設定にて通知許可設定を行う必要があります。

（１３）投資信託取引

① 投資信託の取引残高や運用損益等の照会、投資信託受益権等（以下、「受益権等」といいます）の購入・解約等、および定期定額購入サービス（以下、「ぐんぎん積立投信」といいます）の申込・解約等の手続きを行うことができるサービスです。

② このサービスで取引できる投資信託の銘柄および取引内容は当行所定のものに限ります。

③ このサービスを利用するためには、あらかじめ証券振替決済口座を開設し、かつその指定預金口座をID登録口座として登録する必要があります。

④ このサービスを利用できるのは、満18歳以上満75歳未満の利用者とします。ただし、満75歳以上であっても、満75歳になるまでにこのサービスにより受益権等の購入（ぐんぎん積立投信による購入を除く）または解約をされたことのある利用者、満75歳になった時点で≪GBダイレクト≫インターネットバンキングの投資信託取引サービスの利用設定をされている利用者、および満85歳になるまでに投資信託の取引店で当行所定の手続きを行い当行の承諾を受けた利用者は、このサービスを利用できるものとします。

⑤ 利用者が満85歳に達した場合は、受益権等の購入等をはじめとするこのサービスの一部の機能を制限することがあります。

⑥ 利用者により受益権等購入の依頼が行われた場合、原則即時に、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、受益権等の購入等にかかわる代金と購入時手数料（消費税を含む）の合計額（以下、「購入代金等」といいます）を指定預金口座から引落します。

⑦ このサービスによる投資信託取引の手続きは、原則として、利用者からの依頼日当日に行います。ただし、当行所定の時限以降または銀行休業日に依頼が行われた場合には、依頼日の翌銀行営業日以降最初に到来する取引可能日に手続きを行います。

⑧ 受益権等の購入代金等を指定預金口座より引落した後、急な海外市場の休場等により注文受付の停止が決定した場合は、当該取引を取消し、購入代金等の引落しを行った日の翌営業日までに指定預金口座に返金します。なお、返金する金員に利息は付さないものとします。

⑨ 指定預金口座の残高不足等により購入代金等の引落しができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱います。

⑩ 利用者は、当行所定の時限までに端末より当行所定の手続きを行うことにより、依頼した取引の取消を行うことができるものとします。取消により、引落し済の購入代金等の返金が必要となる場合、当行は取消の依頼を行った日の翌営業日までに指定預金口座に返金します。なお、返金する金員に利息は付さないものとします。

⑪ 本サービスを利用して、非課税口座で保有する投信を譲渡される場合は、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定第11条第3項なお書きの適用はないものとします。

（１４）デビットカードの利用明細照会

① ぐんぎんVisaデビット

・ 三井住友カード株式会社が提供するサービスにおいて閲覧できるデビットカードの利用明細に関する情報を、本アプリ画面で閲覧できるサービスです。

・ 閲覧できる利用明細は、ID登録口座である普通預金口座を決済口座とするぐんぎんVisaデビットに関するもののみです。

・ 利用者の端末に表示される利用明細の情報は、必ずしも最新かつ全ての情報とは限りません。

② ぐんぎんJCBデビット

・ 株式会社ジェーシービーが提供する会員専用WEBサービス「MyJCB」（以下、「MyJCB」といいます）の認証情報を利用し、デビットカードの利用明細に関する情

報を、本アプリ画面で閲覧できるサービスです。

・ 利用者の端末に表示される利用明細の情報は、MyJCBに表示されるものと同じ内容です。このサービスで表示される利用明細は、必ずしも最新かつ全ての情報とは限りません。

・ このサービスの利用にあたっては、MyJCBにぐんぎんJCBデビットの利用者として会員登録を行い、その際に設定されるMyJCBのIDとパスワードをご利用いただく必要があります。

（１５）普通預金口座開設

＜概要＞

① 利用者は、本アプリを利用して普通預金口座の開設を申込むことができるサービスです（このサービスを以下、「口座開設サービス」といいます）。なお、当行が適当と認めた場合に口座の開設を行います。

② 口座開設サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。

・利用者は、本アプリから、当行所定の本人確認を実施後、申込に必要な情報を入力のうえ、口座開設を申込むこととします。

・当行は、入力された情報に不備が無く、かつ本人確認が正当と判断した場合に、口座開設および申込内容に応じてキャッシュカードの発行、《GBダイレクト》インターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」といいます。）の契約締結、ぐんぎんIDのユーザー登録、ぐんぎんデビットの申込、クレジットカードの発行申込の取次ぎの申込（以下、これらをあわせて「口座開設等」といいます。）を行います。なお、当行所定の本人確認手続きが完了したこと等を理由に、当行が利用者からの申込と判断して口座開設等を行った場合、このことにより生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。

・キャッシュカード、インターネットバンキング契約者カード、ぐんぎんデビットカード、クレジットカードはそれぞれ所定の方法で送付します。送付上の事故等、当行の責によらない事由により、配送遅延や口座番号・インターネットバンキング契約者番号等の漏えいがあった場合、そのことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

・口座開設時に送付するキャッシュカードやその他の送付物のお受取りを当行が確認するまでは、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。また、送付物を1つでもお受取りいただけなかった場合等は、口座の開設、サービスの利用を含め、全てのお申込みを取消したものとさせていただく場合があります。

＜各種制限＞

① 事業に利用するための口座や屋号の付された名義の口座は開設できません。

② 15歳未満のお客さまは利用できません。

③ マイナンバーカードに有効な署名用電子証明書が格納されていないお客さまは利用できません。

（例:署名用電子証明書の有効期限切れ、15歳未満で発行したマイナンバーカード）

④ 当行で既に普通預金口座をお持ちのお客さまは利用できません。

⑤ 口座開設サービスを利用できる利用者は、当行所定の対象地域（以下、「対象地域」と

いいます。）に居住していることを条件とします。詳細は以下のとおりとします。

・対象地域については、当行ホームページに掲載することとします。

・対象地域については事前の通知無く変更できるものとします。

⑥ 外国籍の方はご利用いただけません。

＜ぐんぎんIDのユーザー登録＞

① 口座開設サービスの申込時点でぐんぎんIDのユーザー登録がない場合は、同時にぐんぎんIDのユーザー登録を申込むものとします。

② 本号によりユーザー登録を申込む場合の「ユーザー名」は口座開設サービス利用時に使用した電子メールアドレスとし、「パスワード」は利用者自ら設定していただくものとします。

③ 本号によりユーザー登録を申込む場合のぐんぎんIDの代表口座は、口座開設サービスにより開設する普通預金口座とします。

④ 当行で口座開設の手続きが完了したのち、ぐんぎんIDのユーザー登録を行います。登録結果は当行から電子メールにて通知します。

＜キャッシュカードの作成＞

普通預金の口座開設にあたり、同時にキャッシュカードの作成を申込むものとします。キャッシュカードは当行所定の方法で送付します。

＜通帳の不発行＞

口座開設サービスにより開設する口座は、通帳を発行しない「ぐんぎんWEB口座」とします。

＜印鑑レス口座＞

口座開設サービスにより開設する口座は、印鑑を登録しない「印鑑レス口座」とします。

＜取引店の選択＞

口座開設サービスを利用して一般店舗の口座開設の申込を行う場合、原則、居住地または勤務地等の最寄店を選択して申込むものとします。また、取引店を選択する理由を本アプリで選択または入力するものとし、この理由を当行が適当と認めない場合は、当行は口座の開設を断ることができるものとします。

＜インターネットバンキングの申込＞

口座開設サービスの申込時点でインターネットバンキングの契約がない場合は、口座開設と同時にインターネットバンキングの申込みができるものとします。インターネットバンキングの契約者カードは当行所定の方法で送付します。

＜ぐんぎんデビットの申込＞

口座開設サービスの申込時点でぐんぎんデビットカード（以下、「ぐんぎんデビット」といいます）の契約がない場合は、口座開設と同時に申込みができるものとします。

① 15歳以上の利用者（中学生を除く）は、利用者が保有する普通預金口座を決済口座とするぐんぎんデビットの発行を申込むことができます。

② ぐんぎんデビットのブランドはＶｉｓａまたはＪＣＢから選択できます。

③ ぐんぎんデビットは当行所定の方法で送付します。

＜クレジットカードの申込＞

口座開設サービスの申込時点で株式会社群銀カードが発行するクレジットカードの契約がない場合は、口座開設と同時に申込みができるものとします。

① 18歳以上の利用者（高校生を除く）は、利用者が保有する普通預金口座を決済口座とする、クレジットカードの発行申込みの取次ぎを申込むことができます。

② クレジットカードのブランドはＶｉｓａまたはＪＣＢから選択できます。ただし、既に株式会社群銀カードが発行するクレジットカードをお持ちの場合、お持ちのカードと同一種別のカードの発行申込みはできません。

③ クレジットカードは株式会社群銀カード所定の方法で送付します。

（１６）住所・電話番号等の変更

① 本アプリを利用して届出住所や届出電話番号等の変更（以下、「住所等の変更」）を届け出ることができるサービスです。

② 住所等の変更の手続きの流れは以下のとおりとします。

・利用者は、本アプリから当行所定の本人確認を実施後、キャッシュカードの暗証番号を入力することとします。

・当行は、入力情報に不備が無く、かつ本人確認が正当であると判断した場合に、変更の届出を受付けるものとします。

・当行は、変更手続きが完了した場合、メールでその旨を通知するものとします。

③ 住所等の変更の届出の利用条件等については以下のとおりとします。

・本アプリから住所変更の届出が可能な取引は以下のとおりです。

〇預金取引（外貨預金を含む）

〇投資信託

〇ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）

〇公共債

〇各種無担保ローン

〇株式会社群銀カード取扱いのクレジットカード（ドリームプラスカード含む）

・投資信託、ＮＩＳＡ、公共債の取引がある場合、住所等の変更と同時に、本アプリ上でマイナンバーの申告を行うものとします。

・普通預金口座のキャッシュカードを発行しているお客さま等に限り、本アプリから住所等の変更が可能です。

・利用者が外国籍の場合は、本アプリからは住所等の変更ができません。

第５条　取引限度額

各取引における1回あたりおよび1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額とします。

第６条　取引内容の記録

取引の結果についてのご利用明細等は交付しません。利用者と当行の間で取引内容・残高について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱うものとします。

第７条　利用の停止・解除

1. 利用者が本アプリの利用を停止する場合、または利用を終了する場合には、当行所定の方

法によって当行に申し出ることとします。当行はこの申出の前に生じた損害については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。なお、利用を停止した後、本アプリの利用を再開するには、利用者は当行所定の手続きを行うこととし、手続きが完了するまでは、本アプリをご利用いただけません。

2. ぐんぎんIDを退会した場合、代表口座が解約された場合、本アプリは利用できなくなります。また、サービス利用口座が解約された場合、当該口座に関するサービスの利用はできなくなります。
3. 本アプリを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または、利用者の利用方法が当行および他の利用者に対して不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が利用者に本アプリを利用させることを不適当と認めた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本アプリの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。
4. 前各項における措置により利用者に生じた損害について、当行は一切その責任を負わないものとします。

第８条　停止または廃止、内容変更等

1. 当行は、利用者に事前の通知およびいかなる補償をすることなく、本アプリの全部または一部を、いつでも停止または廃止できるものとします。
2. 当行は、利用者に事前の通知およびいかなる補償をすることなく、本アプリの内容および利用条件の変更またはアップデート等を行うことができるものとします。
3. 本アプリのインストール後に、利用者のスマートフォンの設定、その他の利用環境の変更があった場合には、本アプリをご利用いただけなくなる場合があります。また、本アプリのアップデート等が行われた場合、本アプリを引き続き利用するには、利用者によるアップデートの操作が必要です。利用者のスマートフォンの設定、その他の利用環境によっては、アップデート後に本アプリがご利用いただけなくなる場合があります。

第９条　情報利用

1. 本アプリでは、ご登録いただいた情報を元に、プロモーション等を目的としたプッシュ通知、電子メール配信等を行うことがあります。
2. 本アプリでは、店舗検索等アプリ内の各種機能やマーケティング等のサービス提供のために、利用者の現在地に関する情報を収集して使用することがあります。なお、現在地の判定にあたっては、端末の位置情報サービスを許可するか否かを利用者が設定する必要があります。
3. 本アプリでは、本アプリの機能向上等に役立てるため、情報収集ツールとしてFirebase Analyticsを利用しています。Firebase Analyticsでは、本アプリの利用状況に関する統計分析など、利用者によりよいサービスを提供していくことを目的として、個人を特定できない形式でアプリケーションの利用状況を収集します。収集された情報はGoogle社のプライバシーポリシーにもとづき管理されます。Google社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご確認ください。当行はFirebase Analyticsのサービスについて責任を負わないものとします。
4. 当行は、署名用電子証明書の有効性確認をおこなうために、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）

に規定する認証業務情報をいう）を利用します。

第１０条　免責事項

1. いかなる事情であっても、当行が本アプリの利用を拒絶したことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
2. 本アプリの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。
3. 本アプリをインストールした端末は利用者の責任において適切に管理するものとし、紛失盗難その他事故により、本アプリが不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧された場合であっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負わないものとします。
4. 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機器およびコンピューター等の障害ならびに回線障害等により、本アプリの利用が遅延または不能となったことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
5. 本アプリは、海外からは利用いただけません。海外から本アプリを利用しようとしたことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
6. 前項のほか、以下の事由により、本アプリが利用できなかった場合、これによって生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
   ①　災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき
   ②　当行以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき

第１１条　利用者責任

1. 利用者が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他利用者の責めに起因して第三者から受けたクレーム・請求等については、利用者の責任において解決するものとします。
2. 利用者が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、利用者はこれを賠償する責めを負います。

第１２条　反社会的勢力の排除

利用者が次の各号のいずれかひとつにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切と判断した場合、当行は利用者へ事前に通知することなく、本アプリの利用を停止することができるものとします。

（１）利用者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

①　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認

められる関係を有すること

⑤　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）利用者が自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

第１３条　規定の準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、各種カードローン規定、総合口座取引規定、ぐんぎんWEB口座特約、キャッシュカード規定、デビットカード取引規定、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、インターネットバンキング利用規定、インターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎんID利用規定、口座連携サービス利用規定、印鑑レス口座取引規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。

第１４条　規定の変更

本規定の各条項は、法令の変更その他当行が必要と認める場合には、利用者に個別に通知することなく、変更できるものとします。この場合、ホームページ等への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

第１５条　準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本アプリに関する紛争については、前橋地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上